

危険物新聞

第163号

発行所 大阪府危険物品協会連合会

発行人 田宮 呉 策

大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階

TEL (531) 9717, 5910

定価 1部20円

大阪府危険物取扱主任者

5万人を超える

昭和35年以降免状交付数

大阪府ではこのほど昭和41年3月31日現在による危険物規制事務の集計を発表したが、これによると昭和35年以降すなわち国家試験になってから大阪府で交付した危険物取扱主任者免状の交付数は、48589名で42年5月実施の試験合格者2,250名を加えると5万名をオーバーした。

表1は年度別交付数で、35年、36年度には改正に伴う指定講習終了の書替えによる交付数も含まれている。

この間試験は延20回行なわれているが、各類別ごとの受験者、合格者総数は表2のとおり。

この表によると、第4類の合格率は7年間の平均が45.7%であるが、41年度だけについてみると51%となっている。

(表2) 昭和35~41年実施大阪府主任者試験結果

	申請者数	実受験者数	合格者数	合格率
総計	77,922	73,878	34,684	46.9%
甲種	2,407	2,363	1,310	55.4%
乙種	75,515	71,515	33,374	46.6%
第1類	498	486	340	69.9%
第2類	337	335	237	70.7%
第3類	780	769	530	68.9%
第4類	71,577	67,642	30,917	45.7%
第5類	530	522	326	62.4%
第6類	1,793	1,761	1,024	58.1%

(表1) 昭和35~41年、年別取扱主任者免状交付数

	計	甲種	乙種 (第4類)	
35年	13,013	123	12,881	(10,062)
36年	10,545	2,555	7,990	(6,425)
37年	3,023	54	2,969	(2,842)
38年	5,832	192	5,640	(5,324)
39年	5,220	272	4,948	(4,375)
40年	6,426	286	6,140	(5,922)
41年	4,530	179	4,451	(4,075)
計	48,589	3,661	45,019	(39,025)

大阪府取扱主任者試験

合格発表8月7日

次回は10月か11月の予定

大阪府では本年度第2回目危険物取扱主任者試験を7月24日から29日にわたり、関大天六学舎で実施する。今回は乙種第4類のみで、受験申請者3,078名であった。

合格発表は8月7日で、例回のとおり合格者本人に郵送するとともに、府庁1階府民相談室府下各消防署に合格者受験番号が掲示される。

次回は10月~11月の見込みで、甲種及び乙種4類が実施されるものと予想される。

炎とのたたかい

—ある消防人の記録—

大阪市消防局長 赤井次郎著

B6上製版 300頁

¥ 480 (〒70)

全国加除法令出版株式会社発行

[申込みは大阪府危険物品協会連合会へ]

目次

35年以降の免状交付.....	1
大阪府下危険物施設.....	2
プロセスの安全指針 (その3).....	3
事故報告.....	5
最近の通達.....	6
質疑応答.....	7

大阪府下の危険物対象数 18,793 施設 前年より11%の増加

大阪府の42年3月末現在危険物対象物統計によると、府下の対象物数は18,793件で、前年度と比較し約11%の伸びを示し、その事業所数は7,962となっている。とくに増加率の高いのは、堺市、八尾市、東大阪市である。

施設の規模を貯蔵取扱の倍数でみると、5倍以下の小規模のものが圧倒的に多く、7,068件で、これは全体の約37%にあたる。次は10倍～50倍、5倍～10倍で、50倍以下の合計数は全体の約76%を占めている。一方、10,000倍をこえるものは59件で、その内訳は、製造所2件、一般取扱

所1件、屋外タンク貯蔵所56件である。

地下タンクも最近大型化されつつあるが、200倍を超えるものが19件となっている。

次に施設保安員、予防規程、自衛消防組織設置規模別に事業所数をみると。

まず自衛消防組織を設置しなければならない事業所は、大阪市に2社と堺市に1社の計3社。施設保安員を必要とするところは、大阪市37社を筆頭に計62社。予防規程を定めなければならない事業所は、大阪市408社、堺市58社、豊中市33社、東大阪市32社外あわせて692社が該当する。

仮貯蔵、仮取扱は41年度中に承認されたものが、大阪市331件、豊中市77件、高槻市15件他5市で、合計453件と予想外に少い。

設置許可申請や水張検査等の手数料は、年間いかほどかとみると、41年間で大阪府全部で約1,500万円である。一番多いのは大阪市の約790万円、次に堺市の約130万、東大阪市の約67万円となっている。

大阪府下市町村別危険物施設数 (昭和42年3月末調べ)

製造所等の別		事	製	屋	屋	屋	地	簡	移	屋	給	販	一	計	昭
市町村の別		業	造	貯	貯	貯	貯	貯	貯	貯	取	取	取		和
		所	所	内所	外	内	下	易	動	外	油所	売所	般所		41
					タ	タ	タ	タ	タ	所					年
					ン	ン	ン	ン	ン						度
					ク	ク	ク	ク	ク						計
					所	所	所	所	所						
消防本部・署設置市町村	大阪府	4,063	523	1,580	2,013	709	1,271	13	1,138	444	1,102	199	1,284	10,276	9,535
	大塚市	596	21	323	506	80	124	5	183	48	182	3	227	1,702	1,452
	高石市	142	1	49	111	19	19	2	29	30	42		27	329	280
	豊田中	155	10	52	43	10	66		9	7	66	1	59	323	279
	豊池市	73		34	11	3	58	2		2	24		25	159	137
	吹田大	121	2	57	89	12	111	3	36	12	42		53	417	358
	泉高	80		12	50	18	16	8	3	13	13		14	134	—
	高具	168	7	89	100	9	86	5	18	17	41		73	445	383
	守口	120		38	90	30	8	15	2	6	19	1	1	210	208
	真野	234	4	118	67	8	72		49	19	91	3	82	513	445
	枚方	356	15	190	167	17	97	13	38	15	79	2	84	717	662
	八尾	196	4	125	71	6	58		7	33	64		80	448	394
	泉野	201	11	96	96	9	75	5	7	38	67		72	476	372
	富林	118		28	100	3	13	7	2		30		7	190	—
	河内	31		6	8	3	9				19		13	61	—
消防本部署未設置市町村	長原	48		24	18	3	7			1	15		9	78	62
	野市	46		11	13	1	3			2	19		4	57	—
	大和	90	8	47	36	4	23		4	3	33	4	20	184	155
	箕面	172	2	57	56	23	14	17	2	10	29		12	221	—
	箕野	49		14	6	2	32	1		5	16		8	79	—
	原野	120	15	35	97	10	38	1	8	7	36	1	20	268	250
	藤井	55	4	27	49	5	21		17		21		20	164	128
	大津	483	45	231	154	37	164	1	43	53	108	5	80	921	797
	東大	33	4	7	26	8	9	2		1	2		1	60	—
	忠泉	38		6	27	3	16	2		2	9		4	69	63
	小計	7,788	676	3,256	4,004	1,032	2,410	102	1,598	752	2,169	223	2,279	18,501	—
	消防本部署未設置市町村	174	2	39	96	9	52	1	5	7	59	2	20	292	—
	総計	7,962	678	3,295	4,100	1,041	2,462	103	1,603	759	2,228	225	2,299	18,793	16,606

プロセスの安全指針 (その2)

上原陽一 訳

2. 物質の特殊危険性の決定

物質の特殊危険性に関する因子は、たとえそれらが、物質<危険>因子化合物の性質をもたなくても適用できる。物質<危険>因子をもたない化合物でも、特殊危険性を有することができるし、全体の危険性を高める働きもする。しかし、このためには、第2の化合物が存在して、物質<危険>因子をもつ化合物と作用する必要がある、十分な量が存在することも必要である。たとえば、触媒は物質<危険>因子化合物となるほど、ある部分では十分に存在しない。しかし、自然発熱をおこすは、ど十分に存在する場所では、酸素の発火を助け、水を反応性に富むものにする。こういうときには、因子を適用すべきである。

物質の特殊危険性についての因子は、もしこの因子が、物質<危険>因子を決めるときに、すでに考慮されているなら、適用する必要はない。たとえば、もし酸素が物質<危険>因子化合物なら、酸化性という名称での物質<危険>因子を適用してはならない。爆発分解の起しやすさについての因子Cと、爆ゴウの起しやすさについての因子Dは、この規則の例外である。たとえば、因子Dは、分圧1.4kg/cm以上でアセチレンを取り扱うプロセスに適用される。もし物質の特殊危険性に関する因子が、物質<危険>因子を決定するときに考慮されないなら、これを適用しなければならない。たとえば、ブタジエンは、物質<危険>因子化合物だが、自然重合のおこしやすさに関する因子は適用する。

物質<危険>因子は、次に示す計算法で与えられる物質の特殊危険性についての百分率を付加することによって、大きくなる。

* 自治省消防研究所

A 水と反応して可燃性ガスを出すもの 0~30%付加する

自然の状態あるいは火災時のように温度が上がった状態において、水と反応して可燃性ガスを生じる物質をいう。しかし、量が少なく火災を発生させたり、火勢を強めるようなことが無視できるなら、この因子を付加する必要はない。その物質のために火災危険が増大するなら付加因子は最高30%まで増すべきである。この因子はそれ自身が放出ガスのように可燃性なら適用する必要はない。

例：カルシウム・カーバイド、金属ナトリウム、金属チタン、金属マグネシウム

B. 酸化性物質 0~20%付加する

火災時に、十分な量の酸素を放出して、火勢を強めるような物質をいう。もし量が少なく、火勢を強めるに至らないときは、因子を適用するに及ばない。物質量の増加につれて、因子を最高20%まで増大すべきである。何%増にすべきかを決めるとき、考慮せねばならないもう一つの因子は、物質の酸化力とその酸化力を受ける環境である。この因子は次にのべる2-Cと関連させて適用してはならない。この因子はトルエンを安息香酸にする空気酸化や、炭化水素を塩素化するような、制御された酸化にまで適用するに及ばない。

例：酸素 塩素 酸塩類、硝酸塩類、過塩素酸塩類、過酸化物。

C 爆発分解しやすい物質 125%付加する

常識的にみて、分解速度が十分早いので、爆発を起すような物質をいう。この因子は、緩慢な分解によって貯蔵寿命は短い、爆発的分解はしない希薄過酸化水素や次亜塩素酸ソーダ水溶液のようなものには適用すべきでない。この因子は他の成分が存在しなければ爆発を起さないものにも適用すべきでない。そういう物質は、4-Fおよび4-Hで取り扱うことにする。

例：高圧エチレン、濃厚過酸化物

D. 爆ゴウを起しにくいもの 150%付加する

プロセスすなわち装置条件下で、爆ゴウ危険を構成す

あらゆる消防設備・設計・施工

斎田式救助袋

三洋式誘導標識灯

自動火災報知設備

各種の
消火器
消火ホース

ケミカルホース
炭酸ガス
エアホース
消火装置

株式会社 三和商会
大阪府西區江戶堀北通二丁目八
TEL大阪(43)二四五六〇九
日ヤマト式消火器
齋田式救助袋(近畿地区)代理店

るか、または計器に頼らないと爆ゴウ範囲外に濃度を保てない物質をいう。

例：分圧1.4kg/cm²以上のアセチレン

E. 自然重合を起しやすい物質 50~75%付加する

通常の貯蔵条件下で、過熱されたり、不純物で汚染されたとき、自然に重合して、急激に熱を発生する可能性のあるものには75%付加する。

もし、物質がプロセス中最初からで重合抑制剤を含んでいるなら、50%のみ付加すればよい。

例：酸化エチレン、エチレンイミン、ブタジエン

F. 自然発熱しやすいもの 30%付加する。

通常の貯蔵、使用条件下で自然発熱性または発火性のもの。

3. プロセスの一般危険性の決定

物質<危険>因子は、次に示す計算法で与えられるプロセスの一般危険性についての百分率を適用することによって、値が大きくなる。

A. 単なる取扱いおよび物理的变化のみが起るとき

0~50%付加する。

単なる取扱いや物理的变化のみを含み、蒸溜、吸収、蒸発などのように、永久固定配管をした密閉系で起るようなプロセスには、付加因子は必要ない。

単なる取扱いや物理的变化を含むほか、積卸作業のように配管を結合したり、外したりする場合には、25%付加する。

単なる取扱いや物理的变化を含むほか、可燃物を空气中に露出するとき（ただし、可燃物の温度は引火点の80%以下）は、25%付加する。

単なる取扱いや物理的变化を含むほか、可燃物を空气中露出し、しかもその温度が引火点の0.8倍以上のときは、50%付加する。この因子は、通常開放容器による可燃物の移動や、定期的に開放される遠心分離器やフィルター、開放容器での混合などのプロセスに適用できる。ただし、爆発範囲内に入る部分は限られているが、容器内に限定されてはいない。因子4-Fと4-Hは、ふつうこれらのプロセスには適用しない。もし爆発範囲に入

る部分が容器内に限定されるときは、4-Fの因子が適用できる。

B. 連続反応 25~50%付加する。

吸熱反応または発熱反応が、非常にうすい溶液中でおこるので、危険状態になることなしに、反応熱を全部吸収するようなときは、25%付加する。例ば、クラッキング、異性化、クロロヒドリンの製造である（排気システムを含まない——反応器は、90%以上水で、一方排気システムにはただ水蒸気しかない）

自然に発熱する反応で、上に記述していないものには50%付加する。

C. バッチ（回分）反応 25~60%付加する。

3-Bに従って反応因子を決定する。もし反応が発熱なら、オペレーターが失策をする機会が多くなるため、10%付加する。バッチ反応の因子は、60%をこえてはならない。仕込んだり、取り出ししたりするための取扱い因子を考慮し、そうすることが適当なら3-Aに従って分離して付加すればよい。

D. 同一装置での反応の重複、0~50%付加する。

同一装置で、次から次へと異なった反応を行なうときは、当然汚染されるので、ここで更に付加因子を考える必要がある。反応に汚染因子を適用するには、はっきりした差がなければならぬ。たとえば、あるプラントにおいて、反応容器中で一連のアルキッド樹脂をつくる時、もしこれらの樹脂がすべて、融解法か溶媒法でつくられ、ほんの僅かだけ原料と反応条件が異なるだけなら、汚染因子は適用すべきでない。これに反して、反応容器が異なった型の樹脂をつくるのに用いられるなら、汚染因子を適用する。重複による反応因子は50%をこえてはならない。（次号につづく）

お知らせ

さきに実施した主任者研修に使用しました研修資料（B6版 上質274頁）わずかですが在庫がありますので、保安事務担当者や非受講者で希望があれば実費で頒布します（¥300 ー 50）

大阪市危険物品協会

消防ポンプから家庭用消火器まで！
消防機器の総合メーカー



保険付
家庭用万能消火器ビーナス

梯子消防車
消防ポンプ車
保険付消火器
クレーン車



森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33

TEL (751) 1351

営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

豪雨で防油堤崩壊

配管破損して重油流出

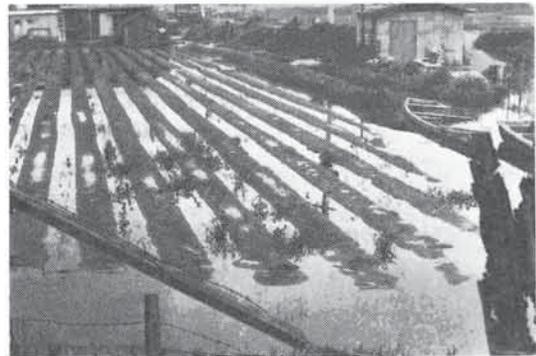
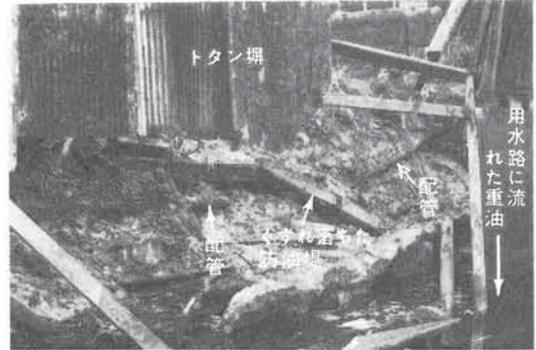
7月9日の集中豪雨は各地に多大の被害をもたらしたが、住吉区で、防油堤崩壊、配管破損、重油約2,000ℓ流出という事故が発生した。

N伸鉄会社は別図のとおり、大和川の北側で約4,000㎡余りの敷地に盛土し、昭和35年から操業している工場である。従業員は21名で、敷地北側に11.8kℓの円筒タテ型屋外タンクを1基設置している。タンクの北側は保有空地を隔てコンクリートブロック5段積み防油堤、トタン扉で1段低い巾3mの用水路と接している。

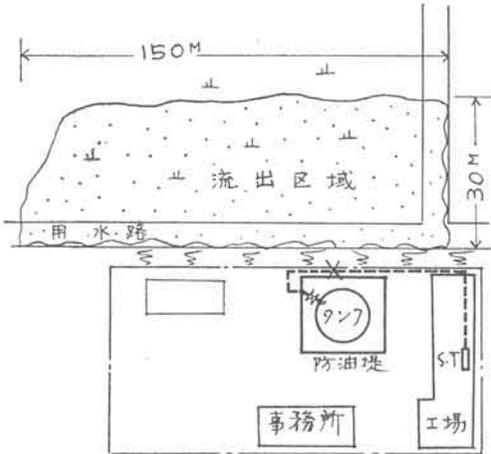
同夜10時頃、寮に居た従業員が、異常音でトタン扉、防油堤の崩壊に気付き、油が流出しているのを発見、元バルブを締めたが、そのときすでに約2,000ℓの重油が流出していた。流出原因は、防油堤のすぐ北側添いに配管されていたが、豪雨で盛土の肩がくずれだし、防油堤が基礎から崩壊したため、配管のネジ接合部を折損、離脱、その上タンク元バルブが開放状態であったため、重油が流出したものである。流出油は用水路及び折柄の雨水面に拡がり、田畑約4,000㎡を覆った。大和川へ放流の計画をたてたが、漁業組合の承認が得られず、ポンプで回収して安全な場所で焼却処分がとられた。

屋外タンクの元バルブは、一般に常時開放が多いようであるが、政令第26条第3の2号にも「屋外貯蔵タンクの元弁は、危険物を移送する時以外は閉鎖しておくこと」

と規定されており、これはかかる事故予防を予想してのことであるから取扱主任者は十分注意すべきである。又、防油堤も盛土上に設ける場合は、崩壊防止のため、基礎工事を完全実施すべきであろう。なおこの防油堤はブロック造で近く鉄筋コンクリート造に改修すべく計画中のものであった。



〔写真、上は到壊した防油堤、下は重油をかぶった畠〕



マンホールから重油

7月12日昼過ぎ、東淀川区加島町で、マンホールに重油が大量に溜っているとの報に、東淀川消防署で調査の結果、K社内1ヶ所、K社前4ヶ所のマンホールに重油が流れこんでいるのを発見、土木局と協同で汲取車で排除した。

原因については確証はないようであるが、K社マンホールのすぐ近くにボイラー室、重油タンクがあり、在庫調査の結果、約600ℓの誤差があるので、誤操作により、サービスタンクから漏出したのではないかとみられている。

株式会社
スタンダード石油大阪発売所



取締役社長 松村喜美
本社 大阪市西区靱4丁目70番地
TEL (443) -1271(代表)
桜島油槽所 大阪市此花区梅町2の8
TEL (461) 7186
L.P.G長柄充塲工場 大阪市大淀区長柄東通り93-39
TEL (928) 5788 (351) 1752-5044

【サービスステーション・電話】

道頓堀 (271) 5747	南堀江 (531) 6325	豊中本町 (52) 1677	蒲生 (33) 4893	千本 (34) 4220
松島 (531) 3097	三國 (391) 1290	生玉 (71) 4622	新町 (531) 3455	粉川町
空心中町 (223) 3988	三國 (393) 8150	靱 (43) 1270	玉造 (81) 1765	川町
帝塚山 (82) 6070	小阪 (72) 6849	両替町 (91) 2706	王造 (81) 1765	面
長居 (691) 9225	豊中セントラル (53) 2595	高井田 (93) 0084	海老江 (45) 6890	美面

給油所 他53カ所

最近の通達

トラック上でドラム缶に危険物を充填する行為について、

神奈川県より消防庁に照会していたが6月5日付、次のように、予防課長より回答があった。

トラック上でドラム缶に危険物を充填する行為について標記のことについて、木県川崎市内の危険物を取扱う事業所において、トラック上にドラム缶を並べ、これに直接危険物を注入する行為は、充填作業に伴う可燃性蒸気の大量放出または、ドラム缶等からの危険物の漏洩更にはオーバーフローによる危険物の溢流等の危険性を内蔵するため従来この種の取扱いを許可した事例は皆無でしたが、昨今の産業経済の発展に伴う危険物の流通量増大と運搬の合理化並びに経済性等から上述の危険性排除の措置を講じた上でこのような取扱いを行ないたい旨関係者から別添図(省略)のとおり提出がありましたので詳細検討の結果実態により安全上支障ないと認められる油種に限定し、かつ必要な設備構造規制として、次の各号の総てに適合するものについては予測される火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ火災等の災害による被害を最少限度に止めることができるものと認められますので、この種取扱行為を一般取扱所として許可してよろしいか御教示願います。

1. 適用危険物
引火点40°C以上のものに限ること。
2. 設備構造規制
 - (1) 使用ドラム缶の総てが充填前に必ず水圧テスト(水槽中1kg/㎡以上加圧)を行ない合格したものであること。(合格証の添付)
 - (2) 電磁式液圧弁付流量計(200ℓセットマイクロスイッチ内蔵)を設けること。
 - (3) 自動閉止装置付ノズルを用いること。
 - (4) 一般取扱所全体を覆う固定式消火設備「エアーフォームヘッタ」を設けるとともに必要な第4種第5種の消火器を設けること。

回答 4月1日付防第125号をもって、照会のあった標記については、下記のとおり回答する。

記

設問の場合、貴見のとおりで差し支えない。

紹介

大阪消防に新設された 防災研究係

大阪市消防局

大阪消防は、その人員、機械力の充実という点では全国で屈指の消防といっはばからないが、予防面における研究試験の実績ということになると、そう誇るべきものは、見当らないようである。

東京を始め、相当の試験研究の発表をしているところには、大なり小なり試験研究を担当する組織が、その都市の消防局の中に設けられているからだと思う。

残念なことには、大阪には、そのような組織がなかったことが、それらの都市と可なりの差が生じてしまった要の最大のものではないかと、かねがね考えていたのであるが、去る6月27日に行なわれた消防局の人事異動と同時に消防局の組織の一部が改正されて、研究、実験を担当する機関として、防災研究係が指導課に新設され、即日係長以下6人の係員も配置されて、宛にも角にも、吾々が長い間要望していた研究機関が大阪消防に誕生したということは現在は貧弱でも、将来の充実発展を期待するとき、一層大きな意義を持つものと考えている。

防災研究係は、消防学校の訓練塔や化学実験室等を十二分に利用できること、機械課の工場の協力を得易いことなどから、係長以下全員が、消防学校の一室に常駐することとし、また係の構成は、化学、電気、機械と消防の研究機関として必要な分野の最低人員は一通り揃えたが、決して十分という訳ではない。

今まで、危険物関係の業者の方々から試験を依頼されても、お断りすることが多かったかと思うが、今後はそれが消防に関連のある問題であれば、業者の皆さんから提出される問題であっても、採り上げる方針ですから、どしどし連絡して頂きたい。

また、逆に研究係からも何かと御協力なり、御指導を仰ぐ機会が多くなると思うが、大阪消防の発展充実というだけでなく、皆さんの職場、ひいては大阪市の災害、予防のためという見地から、当係の充実発展のため、よろしくお願ひします。



いま話題の
ABC粉末消火器は
ヤマトが
開発しました!



ヤマト消火器株式会社
大阪・東京・福岡・北九州・尾道・名古屋・静岡・仙台・札幌・広島・富山

第1次主任者研修終了 該当者の91.5%受講

36年度免状取得者は秋に

大阪市消防局、大阪市危険物品協会では危険物取扱主任者の研修を6月下旬から7月上旬にわたり実施した。

6月27日午後1時、阿倍野区役所2階講堂で開催、赤井消防局長の挨拶、田宮協会事務局長挨拶、岡田指導課長の危険物関係現行法体系と改正動向について、続いて米谷安全係長によりスライド使用による改正点の説明、及び受講資料による保安知識の講義、質疑応答があり、4時終了。貯蔵所関係の受講者296名の免状には、「危険物取扱主任者安全講習受講済、大阪府(大阪市)」の印が押された。

第1次研修は昭和35年度免状取得者で、外、此花区役所、三越劇場、大阪府商工会館など6会場で実施、申込者数1,562名に対し研修終了者1,440名、受講率91.5%の好成績で、終始熱心に受講されていたことは、さすが各事業所の幹部取扱主任者である、と感心させられるに十分な研修であった。

尚2次研修は昭和36年度免状取得者で選任されている者を対象に、10月頃実施の予定である。

質疑応答欄

2基以上の屋外タンク防油堤

〔質問〕 2基以上の屋外タンクを1つの防油堤で囲むことは、法令でみとめているようですが、この防油堤の構造変更をする場合の手続きについてお尋ねします。

例えば、同一防油堤内にA、B、Cと3基のタンクがある場合、もしこの防油堤を改修しようとするときは、A、B、Cのタンクごとに申請すべきか、又はA、B、C3基をまとめて申請すべきでしょうか。

〔回答〕 御質問のようなケースではA、B、Cのうちのどれか主たるタンク(容量とか使用目的できまると思われるが)1基の変更申請でよろしい。

違反貯蔵の責任は誰に

〔質問〕 タンクローリーの取扱主任者(運転手)が荷主の命令で危険物を運搬し、荷卸しを命じられた場合もし荷卸し先が危険物の貯蔵、取扱の許可を受けてない施設であれば、その消防法令違反の責任は荷主にあるのか、又ローリーの主任者にあるのでしょうか。尚、そのようなときはローリーの主任者は荷卸しを拒んでもよろしいか。

〔回答〕 荷卸し先が明らかに無許可、無承認の違反施設であるときは、ローリー主任者は当然荷卸し作業を拒否するべきである。しかし経済的な面も加味され拒否が困難であるような場合は、一応違反であることを指示し、尚かつ荷卸しを強制された場合は、違反責任は管理について責任を有する荷主にあると解釈される。なおこのような行為を余義なくされたときは所轄消防署にその旨連絡されることが望ましい。

フレキシブルホースの規格について

〔質問〕 一昨年の法令改正により、屋外タンク等の配管には耐震性能をもたすよう規制されましたが、その一例として、フレキシブルホースを使用する場合、その長さや管径によって異なると思われるが、なにか基準がありますか。東京、名古屋では規格があると聞いていますが。

〔回答〕 フレキシブルメタルチューブの規格については、目下JISできめるための委員会が審議中で、近く定まる予定です。もしJISがきまれば消防でもこれに準拠することになると思われます。

現在では規格がないため簡単に管径と長さだけで基準をもうけることは可成り危険があると思われます。現に、他都市において基準をきめているところがあるようですが、現段階では、基準制定には資料不足と思われるので大阪市ではきめておらず、その都度審査している状態です。

一流メーカー品ばかりそろろう

ヤマト式 消火器
能美式 自動火災警報設備
サンヨー式 誘導灯
斎田式 避難器具

本社 大阪市北区空町1-5 電(351)9651
大阪営業所 大阪市東成区大今里南之町 電(971)5636
堺営業所 堺市大浜北町2-62 電(2)3562
西野田営業所 大阪市福島区茶園町128 電(461)3163



真弓興業株式会社

大阪市消防局・大異動

指導課に防災研究係新設

大阪市消防局では6月27日、7月1日の両日にわたり、署長級7名の勇退を含む人事異動を発令した。この異動で消防学校長専任制が復活、指導課に防災研究係が新設された。

局指導課でも立石、高井両主任が司令に昇任して柴根、後任に上田桂一司令補(北・安全)野辺勝司令補(都島警備)が就任した。

また予防課中川登氏(元安全係長)は消防庁消防研究所危険物研究室長として転出した。

消防局関係は次のとおりで、消防署関係は別掲一覧表のとおりである。

〔課長級〕総務課長—任消防監・中谷傲昌(同和对策企画課長)▷人事教養課長—消防監・祝賀雄一(予防課長)▷予防課長—任消防監・氏原岩雄(阿倍野署長)▷警備

課長—消防監・桜木虎男(東住吉署長)▷消防学校長—任消防司令長・恩田一則(指導課建築係長)▷局主幹—任消防司令長・荒木昭三(警備課警備計画係長)▷局主幹—任消防司令長・中田伝(予防課広報係長)

〔係長級〕総務課庶務係長—消防司令・木田勝彦(住吉署警備担当司令)▷総務課企画係長—任消防司令・花畑種一(総務課)▷総務課調達係長—消防司令・東博人(消防学校校務係長)▷人事教養課監察係長—消防司令・中林久治(大正署警備担当司令)▷予防課広報係長—消防司令・高橋幹一(城東署警備担当司令)▷指導課建築係長—技術吏員・田中隆夫(指導課)▷指導課防災研究係長—任消防司令・高井信三(指導課)▷警備課警備計画係長—消防司令・水原勝次(港署副署長)▷警備課警備第一係長—消防司令・中渡瀬宣男(警備課)▷警備課警備第二係長消防司令・中須賀一成(生野署警備担当司令)▷警備課—消防司令・井上雅美(都島署警備担当司令)▷消防学校校務係長—消防司令・杉村喜久男(南署警備担当司令)

各消防署幹部及び安全担当名簿

署	署長	副署長	司令	安全主任	係士長
北	森本守夫**	川本歳雄*	松本七郎	原田 馨	立山隆吉
都島	本田武義*	田辺末太郎	森田光信	福留正明	東口政己
福島	向坂富藏*	奥貞学雄	北村義一	藤木治一	萱野 寛
此花	吉田英吉*	岩村哲雄	成尾重敏	柏原 衛	山本正夫
東	工藤千代治**	田村敏夫*	大西輝和	松下 保	山本吉夫
西	秋山運平**	黒田義信	中尾 浩	林 忠雄	奥野照男
港	鎌田俊雄*	野上藤一	国貞拳吾	宮毛 馨	尾方秀弥
大正	長岡正雄*	沼本謙三	井谷 稔	鈴木 隆	箕内宗吾
天王寺	和田準雄*	森田耕市	村田嘉也	八幡定年	山田庸三
南	水原常雄**	田端新吾*	西田 薫	大藤義道	山岡嘉三郎
西淀川	青木三郎*	浜野国次	佐藤利生	高沢幸一	芝川福井
東淀川	西岡匡志**	吉田四郎	瀬戸昌市	民長孝則	植田 晃
東成	藤田浅太郎*	喜岡政義	大倉久雄	広岡貞好	橋元晃夫
生野	大井錦一*	西平守政	平田治雄	森部忠彦	中村隆春
旭	堀田忠男*	今西義昌	光崎影夫	藤田金吾	
城東	辰巳卯三郎*	高田次作	倉田幸義	橋本隆雄	福武義勇
阿倍野	竹内敏一*	妙中直和	柴 明	国沢 衛	村元政則
住吉	布山晴敏*	佐野金六	立石一男	市道精一	前田長利
東住吉	中野三郎**	友田 清	吉川幸一郎	田中正治	高松金藏
西成	川井清治郎**	木田清二郎	久保義登	笹川博行	黒川和男
水上	岡本政雄	仲野広治	城代清幸	林 幸雄	山田貞光

**消防監、*司令長、—は異動を示す。